

多様な意思決定支援の分析と、それを支える方法について

研究分担者 稲葉一人 中京大学法務総合教育研究機構 教授

研究要旨 多様な意思決定支援の分析と、それを支える方法について複数の観点から検討を加えた。医療者への意思決定支援の啓発と、一般人（患者・家族）への意思決定支援の啓発には規範的観点や職業倫理的な点との関係、手順等について違いが考えられる。周産期の意思決定支援と、認知症の人への意思決定支援では、共有する点もある反面、違う点もある。

A. 研究目的

意思決定支援は、多様な臨床場面を前提としており、医療者の患者家族の関係性も多様でありことから、いくつかの場面について、既に走っている研究・実践を踏まえて、それらに共通する、あるいは、特有の方法について分析する。

B. 研究方法

看護協会における医療者（主として看護師）を対象とする研修を行い、主催者が行う無記名のアンケート調査を分析すること。東京都において、主として都民を中心として事前の意思決定をするための啓蒙パンフレットの作成に参画し、そのための方策について検討を加える。周産期の意思決定支援について、実際に携わる医療者からその際の状況についてインタビュー調査をすること。厚生労働者で先行して走っている認知症の方への意思決定支援の事業に参画し、認知症固有の問題について検討すること。

（倫理面への配慮）

インタビュー調査については、主任研究者の所属する新潟大学で倫理審査を受けており、その手順（書面による同意や撤回の説明等）に従っている。

C. 研究結果

普段患者の意思決定支援を実施している看護師にとっても、意思決定支援が、医療看護の一部であるという認識を持つことが難しく、その方法についても講義を受けて気づくとい

うものが多かった。

医療職ではない都民を対象として患者を中心とした意思決定支援をすることは、医療者以上に難しく、そのタイミングや、決めていいのだということ、変わっていいのだということ、大事なこと、大切なことを一緒に考えていくことなど、基礎的な理解を高める方策が必要である。

周産期の意思決定支援における場面の特殊性を踏まえた、一人のできる支援、チームで行う支援、倫理コンサルテーションチームが関わる支援等が多重に行われることが適切である。

認知症の意思決定支援の事業では、終末期（人生の最終段階）のガイドラインやその他の意思決定支援のガイドラインとの間の関係性を整理する必要がある。

D. 考察

医療者への意思決定支援の啓発と、一般人（患者・家族）への意思決定支援の啓発には規範的観点や職業倫理的な点との関係、手順等について違いが考えられる。

周産期の意思決定支援と、認知症の人への意思決定支援では、共有する点もある反面、違う点もある。

E. 結論

意思決定支援が、誰をターゲットとするのか、どのような疾患に関する問題なのか、本人の意思決定能力が担保されているかにより、問題の立て方、介入の仕方が異なる。

F. 健康危険情報

特記すべきことなし。

G. 研究発表

本年度はない。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし